

アスベスト
その工事、**石綿**が含まれている
かも知れません！



- 2006年（平成18年）9月1日より前に施工されたものは、**石綿**が使用されている可能性があります。
- **石綿**は、**肺がん**や**中皮腫**などの原因になります。



アスベスト
工事の前に、**石綿**使用の有無の「**事前調査**」が
義務付けられています！



▲参考
「石綿障害予防規則の解説」

事前調査は、工事により損傷を及ぼす建材すべてに対して行う必要があります。
例えば、「電動工具で壁に穴をあける」場合も、壁に対して事前調査を行う必要があります。

- **施工業者を選ぶときは、次の確認をしてください。**
 - 仮見積の段階で、**事前調査費用**が計上されていること
 - 本見積（事前調査後）の段階で、**石綿事前調査結果報告書による説明**があるかなど…
- **施工業者に、次の協力・配慮をお願いします。**
 - **事前調査に必要な費用・工期**を確保すること
法令の規定で、配慮に努めることとされています。
 - **設計図書等の書類**を提供すること



詳しくは…

- ① 石綿ポータルサイト
 - ② 環境省ホームページ
- をご覧ください。

1



2



お問い合わせ先

●大気汚染防止法についてはこちら

石綿粉じんの大気中への排出規制など、大気汚染の防止に関する窓口

静岡市役所 環境保全課	☎054-221-1358
浜松市役所 環境保全課	☎053-453-6170
沼津市役所 環境政策課	☎055-934-4740
富士市役所 環境保全課	☎0545-55-2774
静岡県庁 生活環境課	☎054-221-2258

※工事対象の物件が静岡市、浜松市、沼津市、富士市以外の場合は、静岡県庁へお問い合わせください。

●労働安全衛生法についてはこちら

石綿粉じんによる工事従事労働者の健康保護など、作業に従事する労働者の健康障害防止に関する窓口



浜松労働基準監督署 安全衛生課	☎053-456-8149
静岡労働基準監督署 安全衛生課	☎054-252-8107
沼津労働基準監督署 安全衛生課	☎055-933-5830
三島労働基準監督署 第二方面 (下田駐在事務所)	☎055-916-7342 (☎0558-22-0649)
富士労働基準監督署 安全衛生課	☎0545-51-2255
磐田労働基準監督署 安全衛生課	☎0538-82-3086
島田労働基準監督署 第二方面	☎0547-41-4912
静岡労働局 健康安全課	☎054-254-6314